

大田市告示第43号

大田市障がい者等相談支援事業実施要綱（平成18年大田市告示第69号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大田市長 楫野弘和

第4条第1項第2号中「特別相談支援事業」を「基幹相談支援センター事業」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(7) 障がい者自立支援協議会等が行う地域づくりに関する業務

第4条第3項を次のように改める。

3 基幹相談支援センター事業は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 総合的かつ専門的な相談支援に関する業務

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組に関する業務

(3) 障がい者自立支援協議会運営等による地域づくりの取組に関する業務

第6条に次の1項を加える。

3 基幹相談支援センター事業にあつては、その中核的役割を担うために、主任相談支援専門員又は相談支援専門員である、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師などの専門人材を配置しなければならない。ただし、事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業者関係業務等に従事することができる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。